Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2025 in the Tokai・Hokuriku area in manufacture of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, b, c have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2025 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency, d, e have the Grade A, Grade B, Grade C and Grade D qualification during fiscal 2025 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency」に訂正します。

入札公告の訂正

令和７年２月６日

契約責任者　日本郵便株式会社

調達部担当執行役員　津山　克彦

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

１　掲載日　令和７年１月21日（号外政府調達第11号）

２　訂正内容　115ページ２段目の１⑷中、「令和７年11月30日（最終）」を「令和８年１月31日（最終）」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和７年２月６日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　鳴瀬川ダム迂回路トンネル工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子　地内

⑷　工事内容　トンネル工（掘削・支保・覆工）　Ｌ＝439m　坑門工　Ｎ＝１式、仮設工　Ｎ＝１式

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和８年９月24日（工事完成期限まで）まで

⑹　使用する主要な資機材　セメント　約950ｔ、生コンクリート　約5,200㎥　鋼材　約230ｔ、鉄筋　約112ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、下記２⑿により一次選抜者となった者以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

なお、競争参加資格者の資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶①－１～８、②－１～３、③、④に定める書面及び別記様式15）（以下「確認資料（一次審査）」という。）をもって審査し、一次審査選抜者に対し競争参加資格確認資料（入札説明書７⑶⑤に定める技術提案書）（以下「確認資料（二次審査）」という。）の提出を求める簡易確認型※による試行工事である。

※簡易確認型とは、一次審査において簡易技術資料（別記様式15）で評価するものである。

②　本工事は、技術提案の指定項目において、「工事目的物の性能・機能向上に関する技術提案」項目に加えて、「ＩＣＴ活用等による生産性向上に資する技術提案」を求める指定項目とする試行対象工事である。

③　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

④　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑧　本工事は、若手技術者の登用を促すため、若手技術者（40歳以下）を主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として配置した場合に評価する試行工事である。

⑨　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑩　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑪　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑫　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。

全体工期：契約締結日の翌日から令和８年９月24日（工事完了期限）まで

⑬　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑭　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。

⑮　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

⑯　本工事は、週休２日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休２日（土日）を実施する試行工事である。

⑰　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

⑱　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。

⑲　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術を活用する工事である。

⑳　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

㉑　本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行対象工事である。

㉒　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

㉓　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。